

住まいのサポートガイド

各サポートメニューの詳しい内容については、担当課へお問い合わせください。



1 耐震補強を考えている方への支援

1 木造住宅耐震診断者派遣事業

問 建築指導課 (027-898-6752)

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を無料で行います。

診断者の交通費はお支払いください。

◇診断料：無料（診断者の交通費1,000円は申請者負担）

2 木造住宅耐震改修費補助事業

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された場合、耐震改修工事及び耐震シェルター等設置に係る費用の一部を補助します。（補助を受けるには一定の要件があります。）

◇補助額

耐震改修工事：工事費用の4/5（上限100万円）

耐震シェルター設置：本体費用の2/3（上限30万円）

2 バリアフリーを考えている方へ

1 介護保険住宅改修^{※1}

在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合に介護保険で改修費用を支給します。

◇自己負担額：住宅改修費用の1～3割（補助対象となる工事費用は20万円まで）

◇問い合わせ：介護保険課 (027-898-6157)

2 重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業^{※2}

重度身体障害者(児)及び難病患者の移動等を円滑にするために行う小規模な住宅改修工事費用の一部を補助します。

◇自己負担額：市民税所得割の額に応じて、住宅改修費用の0～3割を自己負担（補助対象となる工事費用は全体の20万円まで）

◇問い合わせ：障害福祉課 (027-220-5711)

3 重度身体障害者(児)住宅改造費補助^{※3}

重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用の一部を補助します。

◇補助：住宅改造費用の5/6の額（上限50万円）

◇問い合わせ：障害福祉課 (027-220-5711)

3 生垣を作りたい方へ

1 前橋市生垣づくり奨励金交付事業^{※4}

道路に面した部分に生垣づくりをする際の施工費用（樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置）の一部を補助します。

◇補助：生垣施工費用に相当する額の2/3（上限8万円）

既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合の加算（上限6万円）

◇問い合わせ：公園緑地課 (027-898-6845)

4 道路後退で奨励金を交付

1 生活道路後退用地整備事業

建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付することで、整備や奨励金の交付等を行います。

◇奨励金額：寄付する後退部分の面積によります（区域により1万5千円～13万円）。

◇問い合わせ：建築指導課 (027-898-6752)

※1 要介護・要支援者に限り（認定申請中を含む）。担当の介護支援専門員への事前相談が必要です。

※2 身障手帳及び障害状態（難病患者）の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。

※3 身障手帳の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。

※4 融資には条件がありますので必ず事前にお問い合わせください。

5 新エネ・省エネ機器を活用したい方へ

問 環境政策課 (027-898-6292)

家庭用ゼロカーボン推進補助事業

ゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における新エネ・省エネの普及促進を図るため、下記対象機器の導入費用の一部を補助します。詳しくは環境政策課までご連絡ください。

- ◇対象：自ら現に居住している住宅に、未導入の補助対象機器を前橋市内に本店・支店等がある事業者から購入又は設置工事を行った方
- ◇受付期間：前期 令和6年6月10日～令和6年9月30日
後期 令和6年10月7日～令和7年2月28日
- ◇対象機器と補助額

対象機器	補助額
(1) 自家発電型給湯機 ア 燃料電池コージェネレーション イ 太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機	3万円
(2) 定置用蓄電池設備※5 ※6	蓄電容量1万円/kWh(上限5万円)
(3) 外部給電機能付電動車※5	5万円
(4) V2H(電気自動車充電設備)※5 ※7	5万円

※5 自ら設置する再生エネルギー発電設備からの電力使用に限ります。

※6 定置用蓄電池設備の補助額は、蓄電容量の小数点第二位以下を切り捨てて計算します。

※7 (3)と同時申請又はV2Hが利用可能な車両を所有している場合に限ります。

6 生ごみの減量に取り組みたい方へ

問 ごみ政策課 (027-898-6272)

1 ごみ減量化器具購入助成事業

家庭内で発生する生ごみの減量とリサイクルを推進するため、ごみ減量化器具(生ごみ処理機)の購入費の一部を助成します。(電子申請可)

- ◇対象：生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する方
- ◇対象機器と補助額

対象機器	助成額
(1) 電動式生ごみ処理機	10,000円を限度として、購入した金額の1/2を助成
(2) 生ごみ処理容器	3,000円を限度として、購入した金額の1/2を助成

※ 機器の購入前に事前の申込みが必要となります。詳しくは、ホームページを確認するか、お問い合わせください。

※ 購入した金額とは、現金またはクレジットカードで支払った額で、クーポン利用やポイントで支払った額は助成の対象外です。

市HPへはこちらから



2 コンポスト母材の無償配布

ご家庭で段ボールコンポストなどによる生ごみ削減に取り組む方に、「母材」となる竹炭・竹チップ材をごみ政策課窓口(26番窓口)にて無償で配布しています。

※ お一人1回あたり2個までの配布です。

※ 段ボールコンポストの利用方法についての説明書も配布しています。

7 合併処理浄化槽・下水道の補助

1 合併処理浄化槽設置整備費補助事業^{※8}

公共下水道等の整備予定のない区域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去処分して、居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、浄化槽設置工事費の一部を補助します。

◇補助額

《建替・増築の場合》5人槽：15万円以内、7人槽：17万円以内、10人槽：20万円以内

《転換の場合》5人槽：62万円以内、7人槽：66万円以内、10人槽：75万円以内

◇問い合わせ：下水道整備課（027-898-3074）

2 公共下水道接続促進補助金、公共下水道接続奨励制度^{※9}

公共下水道区域内で、既存の浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、公共下水道に接続するための工事の費用の一部を補助します（3年以内に接続する場合）。

また、接続工事に対する融資制度もあります。

◇補助額：非課税世帯で供用開始告示 3年以内：3万円以内、1年以内：5万円以内

◇融資：100万円以内（融資期間4年以内）

◇問い合わせ：下水道整備課（027-898-3075）

3 農業集落排水処理施設接続奨励制度^{※10}

農業集落排水処理区域内で、既存の浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、農業集落排水に接続するための接続工事の費用の一部を融資します。

◇融資額：100万円以内（融資期間4年以内）

◇問い合わせ：下水道整備課（027-898-3044）

※8 補助の条件が変更になる場合がありますので、必ず工事着工前にお問い合わせください。

※9 補助、融資ともに条件がありますので必ず工事着工前にお問い合わせください。

※10 融資には条件がありますので必ず事前にお問い合わせください。

8 主な税金の減額等

1 固定資産税

(1) 既存住宅

現在お住まいの住宅（既に建っている住宅）に耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行い、一定の要件を満たすと固定資産税が減額されます。工事完了後、3か月以内に申告してください。^{※11}

(2) 新築住宅

住宅を新築された場合、一定の要件を満たすと最初の3年間^{※12}（長期優良住宅の場合は、5年間）固定資産税が減額されます。^{※11}

◇問い合わせ：資産税課（027-898-6218）

※11 減額の内容など詳細は事前にお問い合わせください。

※12 3階以上の中高層耐火住宅の場合は、2年延長されます（長期優良住宅も同様です）。

2 個人住民税

(1) 住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をしたとき。^{※13}

◇問い合わせ：市民税課（027-898-6203）

3 所得税

(1) （特定増改築等）住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等^{※13}や特定増改築等（バリアフリー改修工事・省エネ改修工事・耐久性向上改修工事・多世帯同居改修工事等）をしたとき。^{※14}

(2) 住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除・認定住宅新築等特別税額控除

住宅ローン等を利用しないで、特定増改築等、耐震改修工事又は認定住宅の新築等をしたとき。^{※14}

◇問い合わせ：前橋税務署（027-224-4371・自動音声案内）

又はお近くの税務署

※13 所得税から控除しきれない額が個人住民税から控除されます（限度額あり）。

※14 控除を受けるには一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。

9 空き家を活用したい方への支援

問 建築住宅課 空家利活用センター (027-898-6081)

- 次の1～3の事業を申請する場合は、事前に空家利活用センターへご相談ください。
- 申請期間内であっても、予算額に達し次第、募集を終了します。

1 空き家をリフォームしたい方へ(空き家活用リフォーム補助)

空き家を住居として活用するために行う改修工事費用の一部を補助します。

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限70万円、1,000円未満切捨て）
- ◇備考：転入者や子育て世帯など、条件に応じて上限額が加算されます。

2 古い空き家を解体したい方へ(老朽空き家解体補助)

昭和56年5月31日以前に建築された空き家の解体工事に係る費用の一部を補助します。

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限25万円、1,000円未満切捨て）
- ◇備考：解体する地域に応じて上限額が加算されます。

3 空き家の残置物を処分したい方へ(空き家バンク家財処分補助)

前橋市空き家バンクに登録後、契約が成立となった空き家の家財道具等の処分に係る費用を補助します。

- ◇補助率：対象費用全額（上限10万円、1,000円未満切捨て）
- ◇補助対象者：空き家の所有者（契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと）

※注意1 左記1～3の各補助事業は受付期間内の申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

※注意2 他の補助制度と重複すると、補助が受けられない場合があります。詳細はお問い合わせください。

10 住宅リフォームを考えている方への支援

問 建築住宅課 (027-898-6833)

1 お住いをリフォームしたい方へ(住宅リフォーム補助)

- 申請受付期間：令和6年6月10日から11月29日まで
- 申請期間内であっても、予算額に達し次第、募集を終了します。

築20年以上経過した自己居住用住宅の改修工事費用の一部を補助します。

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限8万円、1,000円未満切捨て）
ただし、対象工事費用が15万円以上（税抜）のものに限ります。
- ◇補助対象者：住宅の所有者またはその配偶者で、かつ令和6年4月1日時点で居住（住民登録）している方に限ります。

11 耐火構造等の規制緩和

1 無窓居室に係る避難規制の合理化 ※15 **問** 建築指導課 (027-898-6754)

既存ビルを間仕切り改修によって、シェアハウスやシェアオフィスなどを設置する際、無窓居室であっても、避難経路となる廊下等に不燃化等の安全確保のための一定の措置が講じられる場合には、壁や柱等の主要構造部を耐火構造等とすることが不要となります。また、地上等に通じる直通階段までの歩行距離が延長（窓等を有する居室と同等化）となります。（令和5年4月1日から）

※15 令和5年4月1日施行の建築基準法改正によるものです。
（建築基準法施行令第111条第1項、令和2年国交令第249号）
（建築基準法施行令第120条第1項、令和5年国交令第208号）

ご注意ください！ 市は、電話や訪問によるリフォームの委託・勧誘は一切行っておりません。

めぶく  前橋市